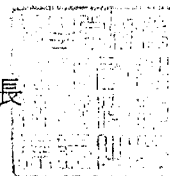




健感発1107第8号
平成23年11月7日

各〔都道府県
政令市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の病原体等の運搬容器の適正使用の徹底について

今般、地方衛生研究所が発送した運搬途中の赤痢アメーバの疑いのある検体の入った容器が破裂し、検体が飛散した事案が発生したところであるが、このようなことは本来あってはならないものである。

容器の破裂の原因は、冷却剤に使用したドライアイスが密閉容器内に入った結果、ドライアイスが気化し、内圧が高まって容器が破裂したと解されている。

については、衛生研究所等、貴下管轄の感染症の病原体等の取扱い施設に対し、下記事項について周知徹底し、同様の事例が発生することのないよう、厳にその対応に万全を期されたい。

記

- 1 運搬容器に冷却剤としてドライアイスを使用する場合には、次の事項を含め、その適正な取扱いを徹底する。
 - ① ドライアイスは、1次容器（検体を入れる容器）及び2次容器（密閉容器）内に入れてはならないこと。
 - ② ドライアイスを入れる3次容器（外装容器）又はオーバーパックは、気化したガスが放散されるものを用いること。
 - ③ 包装物の表面には、ドライアイスを使用している旨を表示すること。この場合、世界保健機関（WHO）から出されている「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」で示された二酸化炭素（ドライアイス）（UN1845）用の危険性ラベルも併せて貼付すること。
- 2 運搬容器及び運搬方法等に関する必要な教育訓練を行う。
- 3 搬送する検体の包装の確認等、運搬時の取扱手順を再点検し、安全管理規程等の見直しを行う。